

提出用

事業所税の更正請求書

受付印

(宛先) 岡崎市 長

平成 年 月 日

請求者	住所又は所在地	〒 444-0072 岡崎市十王町2丁目9番地	※ 事業所番号	フリガナ シュウオウ タロウ
	フリガナ	シュウオウショウジ	法人の代表者氏名	十王 太郎 (印)
	氏名又は名称	十王商事 株式会社 (印)	この申請に 応答する者	経理課 愛知 次郎 TEL ( 0564 ) 23 - 6079

地方税法第20条の9の3の規定に基づき 平成 25 年 4 月 1 日 から 平成 26 年 3 月 31 日 から 事業年度の 課税期間

事業所税について下記のとおり更正の請求をします。

区分	項目	更正請求前	更正請求後	増減差額	
資産割	事業所 床面積	算定期間を通じて使用された 事業所床面積 ①	3,172.50 m <sup>2</sup>	3,172.50 m <sup>2</sup>	▲ 60,000 円
	床面積	算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積 ②	1,700.00	1,700.00	
	非課税に 係る事業 所床面積	①に係る非課税床面積 ③	380.00	480.00	
		②に係る非課税床面積 ④	150.00	150.00	
	控除事業 所床面積	①に係る控除床面積 ⑤			
		②に係る控除床面積 ⑥			
	課税標準 となる 事業所 床面積	①に係る課税標準となる床面積 $(①-③-⑤) \times \frac{12}{12}$ ⑦	2,792.50	2,692.50	
		②に係る課税標準となる床面積 ⑧	1,291.66	1,291.66	
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧) ⑨	4,084.16	3,984.16	
		資産割額 (⑨×600円) ⑩	2,450,496 円	2,390,496 円	
従業者割	従業者給与総額 ⑪	549,500,000 円	549,500,000 円	▲ 60,000 円	
	非課税に係る従業者給与総額 ⑫	25,800,000	25,800,000		
	控除従業者給与総額 ⑬	2,300,000	2,300,000		
	課税標準となる従業者給与総額 (⑪-⑫-⑬) ⑭	521,400,000	521,400,000		
	従業者割額 (⑭×0.0025) ⑮	1,303,500 円	1,303,500 円		
	この請求により還付すべき事業所税額 (⑩+⑮) ⑯	3,753,900 円	3,693,900 円	▲ 60,000 円	
【請求理由】 資産割における非課税面積の算出に誤りがあったため。			還付金の振込先金融機関 〇〇 銀行・金庫 〇〇 農協・組合 本店 支店		
			口座名 十王商事 株式会社		
			普通 当座 No. 2345678		